

---

**出雲崎町**  
**第3次障害者計画**  
**第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画**

---

平成30年3月  
出雲崎町

## はじめに

本町では、平成24年3月に「出雲崎町第2次障害者計画・出雲崎町第3期障害福祉計画」を、また平成27年3月には「出雲崎町第4期障害福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり」を基本理念に、障害者施策を推進してまいりました。

この間、国においては平成24年10月に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年4月には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、また「障害者優先調達推進法」同じく6月には「障害者差別解消法」が公布されるなど、障害者施策に関する法整備がすすめられてきました。

また、国内法の整備を背景として、平成26年1月には、障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。

障害の有無によって分け隔てられることのない共に暮らせる社会の実現に向け障害者を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ「出雲崎町第3次障害者計画・出雲崎町第5期障害福祉計画・出雲崎町第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後とも、本計画に基づき、町民の皆様、障害福祉関係者、町とともに一体となって取り組みを進めていかなくってはなりません。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました出雲崎町地域自立支援協議会の委員の皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

出雲崎町長 小林 則幸

## 【目次】

第1章 計画策定にあたって(障害者計画).....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 障害者施策をめぐる国等の動き .....	2
3 計画の位置付け .....	3
4 計画の対象者 .....	4
5 計画の期間 .....	5
6 計画の策定体制 .....	5
第2章 障害者を取り巻く現状 .....	7
1 人口・世帯の状況 .....	7
2 障害者(児)の状況 .....	7
(1) 身体障害者(児)の状況 .....	7
(2) 知的障害者(児)の状況 .....	9
(3) 精神障害者の状況 .....	9
第3章 計画の考え方 .....	10
1 基本理念 .....	10
2 施策体系 .....	10
第4章 施策の展開 .....	12
1 理解・交流 .....	12
(1) 啓発・広報活動の充実 .....	12
(2) 交流の推進 .....	13
2 保健・医療 .....	14
(1) 健康づくり、健康管理の推進 .....	14
(2) 精神保健・医療の充実 .....	14

3	地域生活支援	16
	(1) 相談支援体制の充実	16
	(2) 福祉サービス等の充実	17
4	生活環境	19
	(1) 移動手段の確保	19
	(2) 地域福祉の推進	20
	(3) 防災・防犯の推進	21
	(4) スポーツ・文化芸術活動等の振興	23
5	差別解消・権利擁護	24
	(1) 虐待の防止	24
	(2) 権利擁護の推進	25
	(3) 差別の解消	26
6	療育・保育・教育	27
	(1) 早期発見・早期療育の充実	27
	(2) 切れ目のない一貫した支援	28
	(3) 特別支援教育の推進	29
	(4) 放課後等の活動支援	30
7	雇用・就労	31
	(1) 障害者雇用の推進	31
	(2) 就労に対する相談と支援	32
第5章 計画策定にあたって(障害福祉計画)		34
1	計画策定の趣旨	34
2	計画策定の背景	34
3	計画の位置付け	35
4	計画の期間	36
5	計画の策定体制	37
第6章 第4期障害福祉計画の評価		38
1	第4期障害福祉計画の実施状況	38

第7章 計画の目標	39
1 計画の基本理念	39
2 成果目標の設定	40
第8章 福祉サービス等の見込み量	46
1 障害福祉サービスの見込み量と確保策	46
(1) 訪問系サービス	46
(2) 日中活動系サービス	48
(3) 居住系サービス	52
(4) 相談支援	54
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	56
(1) 必須事業	56
(2) 任意事業	60
第9章 障害児支援の提供体制の充実(第1期障害児福祉計画)	62
1 障害児福祉計画の概要	62
2 障害児福祉計画の成果目標	62
3 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み量	63
第10章 計画の推進	67
1 計画の周知	67
2 地域一体となった計画の推進	67
3 県及び近隣市村等との連携	67
4 計画の評価と進行管理	67
資料編	69
1 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱	69
2 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿	71
3 事業実績一覧	72



---

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成24年3月に策定した「出雲崎町第2次障害者計画(以下「前期計画」と表記)」において、「障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

前期計画策定から今日に至るまで、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革が進められ、多くの関係法令が成立するなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

国の障害者施策の基本的な在り方を示す「障害者基本計画(第3次)」が平成25年9月に策定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。今後は、障害のある人が、より一層積極的に社会に参加し、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合いながら、共に地域で支え合うことがますます重要となっています。

このような状況の中、前期計画の期間満了に伴い、障害者を取り巻く状況の社会的及び制度的な変化に対応するよう見直しを行い「出雲崎町第3次障害者計画」（以下「本計画」と表記）」を策定するものです。

本計画は「障害者基本法」に基づき、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

また、障害者総合支援法に基づき、本町における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する「出雲崎町第5期障害福祉計画」と児童福祉法の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉サービスなどの見込み量などを定める「出雲崎町第1期障害児福祉計画」も併せて策定するものです。

## 2. 障害者施策をめぐる国等の動き

### （1）障害者基本法の改正

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障害者の定義の見直し（発達障害の規定等）が実施されています。

また、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮※のための方向性が定められました。

合理的配慮：障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと

### （2）障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト）の行為全てを指します。また、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

### （3）障害者総合支援法の施行と改正

平成25年4月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げています。

さらに、平成28年5月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

#### （４）障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」と表記）」が改正され、平成28年4月から（一部は平成25年6月又は平成30年4月から）施行されました。

この改正により、①障害者の範囲の明確化、②障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、③法定雇用率の算定基礎の見直しの事項が新たに定められました。

#### （５）障害者差別解消法の成立

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮を提供しないことの禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めるよう努めることなどが規定されています。

#### （６）成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

平成28年4月に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されています。その計画には、成年後見制度の利用の促進に関する施策、成年後見等実施機関の設立等に係る支援を定めるよう求められていますが、具体的な活動方針等については、今後の国の動きを注視していく必要があります。

#### （７）新潟県障害者計画の策定

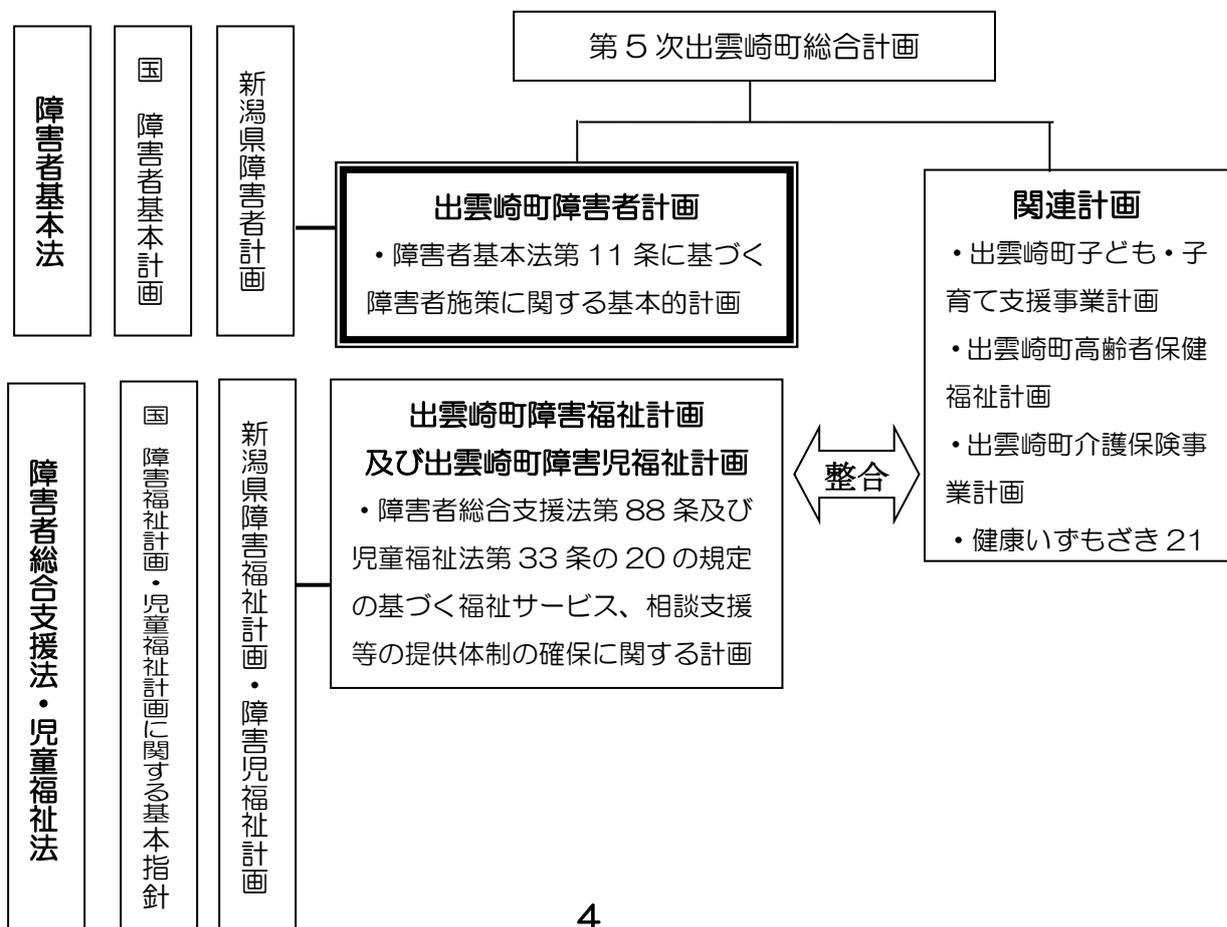
新潟県においては、平成29年3月に「新潟県障害者計画」を策定しています。この計画では、基本理念として「障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」の実現に向けて、7点の基本方針（①障害を理由とする差別の禁止、②地域社会における共生等、③障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、④当事者本位の総合的な支援、⑤障害特性等に配慮した支援、⑥アクセシビリティの向上、⑦総合的かつ計画的な取組の推進）を掲げています。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。障害者支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「障害者総合支援法」第88条に基づく「出雲崎町第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）」、「児童福祉法」第33条の20に基づく「出雲崎町第1期障害児福祉計画(平成30年度～32年度)」との連携を図ったものとするとともに、上位計画である「第5次出雲崎町総合計画」をはじめ、「出雲崎町子ども・子育て支援事業計画」「出雲崎町高齢者保健福祉計画・出雲崎町介護保険事業計画」等、関連する他の計画との連携や調整にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応できるように配慮します。

■ 計画の位置付け ■



#### 4. 計画の対象者

本計画の対象者は、「障害者基本法」第2条で規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と表記）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を基本としています。

#### 5. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者計画	第1次						第2次						第3次					
障害福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期						
障害児福祉計画												第1期						

#### 6. 計画の策定体制

##### （1）自立支援協議会

計画の策定にあたっては、障害者をはじめ、事業者、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映することが重要であることから、出雲崎町地域自立支援協議会において、審議・検討を行いました。

##### （2）住民参画

出雲崎町地域自立支援協議会の委員として、障害者関係団体が参画しました。

（3）新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域である中越圏域の市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、新潟県としての基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、障害保健福祉圏域、近隣市村との協議を行うなど、十分な連携を図りました。

## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1. 人口・世帯の状況

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、平成29年で4,536人となっています。年齢区分別でも、すべての年代で減少しています。世帯数及び世帯人員も同様に減少傾向で推移しており、平成29年で1,740世帯、2.61人となっています。

#### 【人口の推移】

単位：人・%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	4,948	4,832	4,705	4,668	4,536
0歳～14歳	452	431	420	431	419
	(9.1%)	(8.9%)	(8.9%)	(9.2%)	(9.2%)
15歳～64歳	2,622	2,533	2,419	2,362	2,274
	(53.0%)	(52.4%)	(51.4%)	(50.6%)	(50.1%)
65歳以上	1,874	1,868	1,866	1,875	1,843
	(37.9%)	(38.7%)	(39.7%)	(40.2%)	(40.6%)
世帯数	1,791	1,773	1,763	1,763	1,740
世帯人員	2.76	2.73	2.67	2.65	2.61

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### 2. 障害者(児)の状況

資料：健康福祉環境の現況から掲載（新潟県統計表）（各年4月1日現在）

#### (1) 身体障害者(児)の状況

本町の身体障害者(児)数は、平成29年で237人となっています。身体障害者の人口に対する割合をみると、5.22%となっています。

主な障害別でみると、平成29年では、肢体不自由が全体の54%で半数以上を

占め、次いで内部障害が30.4%となっています。平成25年からの推移をみると減少傾向にあります。

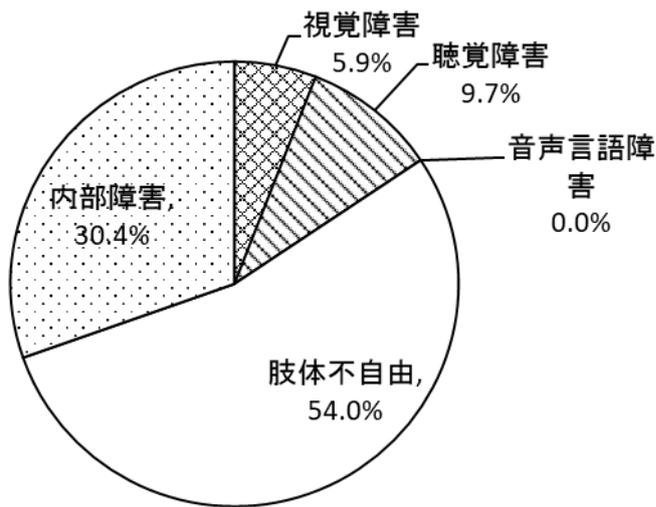
【身体障害者手帳交付者数の推移】

単位：人

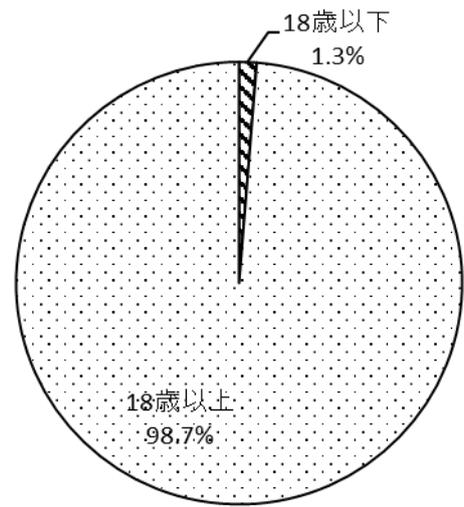
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	17	14	14	14	14
聴覚障害	21	21	22	23	23
音声言語障害	3	1	1	0	0
肢体不自由	156	148	146	137	128
内部障害	66	76	78	75	72
計	263	260	261	249	237
人工に占める割合	5.32	5.39	5.55	5.33	5.22

各年4月1日現在

障害別割合（平成29年）



年齢別割合（平成29年）



（2）知的障害者（児）の状況

本町の知的障害者（児）は、平成29年で64人となっています。また、年齢別で見ると18歳以上が大部分を占めています。知的障害者（児）の人口に対する割合をみると平成29年で1.41%となっており平成25年からの推移をみると増加傾向にあります。

【療育手帳交付者数の推移】

単位：人

		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
A判定	18歳未満	2	20	1	18	1	18	1	17	1	17
	18歳以上	18		17		17		16		16	
B判定	18歳未満	12	51	4	42	4	45	2	45	2	47
	18歳以上	39		38		41		43		45	
計	18歳未満	14	71	5	60	5	63	3	62	3	64
	18歳以上	57		55		58		59		61	
人工に占める割合		1.15		1.24		1.34		1.33		1.41	

各年4月1日現在

（3）精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成29年で44人となっており増加傾向となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成29年では47人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳等の交付者数の推移】

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	34	36	39	42	44
自立支援医療（精神通院）利用者	70	66	67	56	47

各年4月1日現在

## 第3章 計画の考え方

### 1. 基本理念

第5次出雲崎町総合計画（後期基本計画）の基本方針である「健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」に基づき、前期計画においては、基本理念として「障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり」を掲げています。障害者が様々な社会活動に自ら参加し、お互いに尊重し協力して、生きがいのある豊かな生活を営むことができる地域社会づくりの実現に向けて、様々な障害者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の趣旨に沿っており、国の「障害者基本計画（第3次）に掲げる「障害の有無に関わらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」の考え方とも共通しているため、本計画においては、障害者福祉施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を踏襲します。

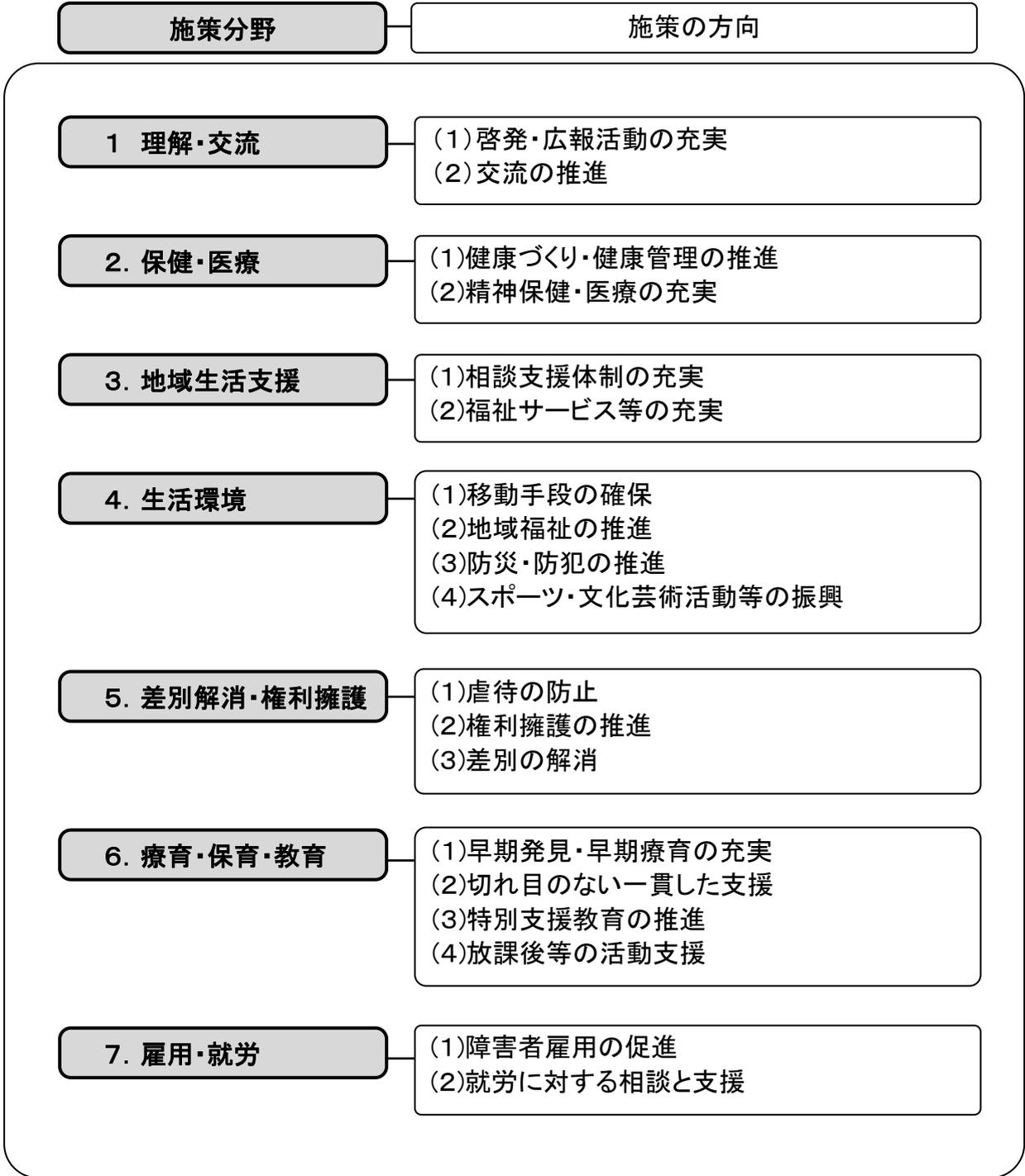
障害のある人もない人も  
共に地域で支え合えるまちづくり

### 2. 施策体系

基本理念の実現に向けた「分野別施策」については、国や県の動き、本町における障害者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、7つの分野を設定し、それぞれに「施策の方向」を定めます。

施策の取組にあたっては、障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や相談支援、療育・保育・教育・雇用・就労などあらゆる分野において、障害のある人の生活を支援する取り組みを推進します。

**基本理念**  
**障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり**



## 第4章 施策の展開

### 1. 理解・交流

#### （1）啓発・広報活動の充実

##### 現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重し合い、認め合う共生社会を実現するためには、障害や障害のある人への理解の促進が重要です。本町では、町民に障害の理解のために広報いずもざきやいずもざき社協だより等において情報発信を行っています。今後も引き続き、障害や障害のある人への理解の促進を図るため、企業等の多様な機関との連携による幅広い広報・啓発活動の推進が重要です。

学校においては、総合学習の時間などを利用し、町の福祉全般の授業や車いす体験などを通じて障害への理解の促進などを進めており、今後も引き続き福祉教育を行う必要があります。福祉教育の実施にあたっては、その後の実践に結び付くよう、地域・施設・教育に関する機関との連携強化が必要です。

##### 取組の方向

お互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、その理念や考え方の普及を図るとともに、障害のある人についての町民の理解を深めるため、広報いずもざきや町ホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進します。

幼少期からの生涯にわたり、学校教育、生涯学習の場などを通じて、あらゆる年代における福祉教育を推進し、障害に対する理解と認識を深めます。

##### [具体的な取組]

施策名	内容
広報・啓発活動の充実	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報いずもざきや町ホームページ等を通じて、障害・障害者、障害者福祉に対する住民の理解促進を行います。

あらゆる機会を通じた理解の促進	障害の理解や認識を深める講演会などを開催し、正しい理解と認識を深める取組を推進します。
福祉教育の推進	小・中学校において、子どもの発達段階に応じた、福祉に関する体験的な学習を通じた福祉教育の推進を図ります。
生涯学習における福祉教育の推進	障害者に対する誤解や偏見、障害についての正しい理解・知識の普及のため生涯学習活動の中で広く講座や教室を推進していきます。

## （２）交流の推進

### 現状と課題

地域の様々な場において、障害のある人とない人が互いにふれあい、交流できるよう、交流の場づくりへの支援が必要であるとともに、障害があっても、様々な活動に参加しやすい環境づくりが重要です。

### 取組の方向

障害に対する町民理解をより一層促進するために、幅広い町民の参加による交流活動を推進するとともに、参加促進を図ります。

地域で障害への理解や認識を深めるため、気軽に集える交流の場づくりを促進します。

#### [具体的な取組]

施策名	内容
交流活動の推進	地域において気軽に集まれる交流の場づくりを促進し、各種行事等への参加を呼びかけ、障害への理解や認識を深めます。

## 2. 保健・医療

### （1）健康づくり・健康管理の推進

#### 現状と課題

本町の「第2次健康いずもざき21（健康増進計画）」に基づき、全ての町民を対象として、母子保健、学校保健、健康増進事業等ライフステージ※に応じた町民の健康づくり事業を推進しています。障害のある人に対し、普段から健康管理をはじめ、ライフステージやニーズに配慮した、健康の保持・増進支援策の充実が必要です。

ライフステージ：人間の一生を乳幼児・学齢期・青年期・壮年期・高齢期などに区分したそれぞれの段階のこと、  
またその考え方

#### 取組の方向

障害のある人への疾病の発生予防や早期発見など、普段から健康づくり・健康管理に向けた取組を推進します。

#### [具体的な取組]

施策名	内容
健康づくりへの支援	「第2次健康いずもざき21（健康増進計画）」に基づき、町民の心身の健康づくり支援を推進します。
日常的な健康管理への支援	各種健康診査の受診率向上に向けた取組や、保健指導などを推進します。

### （2）精神保健・医療の充実

#### 現状と課題

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は増加傾向にあります。精神障害のある人の生活を支援するため、アウトリーチ※の考え方を踏まえた相談支援体制の充実が必要です。

行政施策として「医療・保健・福祉の情報共有や支援の連携」はとても重要であり、状況に応じた専門的ケアや多様なニーズに対応するための支援の充実が必要です。

知的障害のある人や自閉傾向にある人では、病状を伝えることや指示などを理解す

ることが難しいと思われま。障害のある人が病状や指示等を理解できるよう、意思疎通の支援をはじめ、医療従事者における障害のある人に対する理解促進などが必要です。

アウトリーチ：本来「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービスを利用することに否定的である人や、接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に向いていく援助方法

## 取組の方向

障害の特性に応じた適切な医療提供ができるよう、医療機関との情報共有などをはじめ、専門機関と連携し、地域医療体制の充実を目指します。

福祉施設や精神科病院に入所・入院している人たちが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるように、当事者及び家族等の不安の解消と保健・医療・福祉・地域など重層的な連携による支援体制の構築が必要です。

### [具体的な取り組み]

施策名	内容
医療との連携強化	医療機関、訪問看護との情報共有、連携を行うためのケア会議の開催等、様々な方法で安心して医療が受けられるような体制の充実を図ります。
受診環境の充実	障害のある人が病状や指示等を理解できるよう、また、本人が自身の病状を説明しやすいように、支援者が受診に同席する等意思疎通支援の充実を図り、医療従事者の障害のある人に対する理解促進や、医療機関における受診環境の充実に努めます。
訪問支援	安定した地域生活の継続のため、アウトリーチ支援を推進します。

### 3. 地域生活支援

#### （1）相談支援体制の充実

##### 現状と課題

---

本町では、相談支援体制の充実を図るために相談支援事業所が1か所あります。

障害のある人やその家族等からの日常の困り感や様々なニーズを的確に把握し、支援につながるができるよう、相談支援機能の強化を図ります。また、精神障害者の相談件数の半数を占めている町外の相談支援事業所との連携を強化し、サービス等利用計画についての相談及び作成などのきめ細かな相談支援体制の充実が必要です。

出雲崎町地域自立支援協議会では、地域課題の解決に向けた協議・調整を行っています。障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害者団体参加のもと自立支援協議会の活動を活性化し、地域の相談体制の強化を図る必要があります。

##### 取組の方向

---

様々な障害や疾病のある人及びその保護者等から、悩みや生活課題などの相談に対応し、必要な情報提供を行い、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。

相談支援専門員の質の向上を目指し、町外の相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。さらに今後、相談支援事業の中核となる基幹相談支援センターを出雲崎町方式で検討します。

障害のある人だけでなく高齢者・子どもなど生活上の困難を抱える人すべてが地域において自立した生活を送ることができる地域共生社会を実現するためには、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な相談体制を構築していくことが大切です。

## [具体的な取組]

施策名	内容
身近な地域における相談機関等の充実	生活している身近な地域において、日常的な相談に対応できるよう、社会資源を有効活用するなどネットワークをつくるとともに、特定及び一般相談支援事業の量的、質的な充実を図ります。
事業所への支援・指導の充実	サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成を図るために、事業所への支援・指導の充実に努めます。
研修会等における支援	事業所の職員の資質向上、ケアマネージメント従事者養成のため、県と連携を図りながら、必要な支援を行います。
地域生活支援拠点の整備	町内に 24 時間の相談支援体制や一時避難等行うことができる事業所の設置は難しく、圏域での設置を関係市村と協議しながら検討を行います。
サービスの移行連携	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時、サービスや支援者の変更等において、障害分野と高齢分野との連携を図ります。また、移行時は当事者への配慮に努めます。
自立支援協議会の設置・運営	地域の障害福祉に関する関係機関のネットワーク構築や困難事例への対応などについて定期的な協議を行います。また、相談支援事業の運営評価やケース検討など相談支援事業を充実していきます。
当事者や家族への支援	当事者が相互に支援し合うことや、精神障害者家族会の活動を支援することで、病気に対する理解を深めてもらい、家族の孤立を防ぎ、社会参加や社会復帰を促進します。
家族の休息や緊急時の支援・充実	家族の精神的疲労を軽減するために、障害福祉サービスの短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援などを活用しながら、一時保護の機能を持った場を推進します。

## (2) 福祉サービス等の充実

## 現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むため、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、障害特性及び生活実態に応じた障害福祉サービスの適切な利用促進と福祉の人材不足への対応をはじめ、サービスの基盤整備が必要です。

取組の方向

サービスを必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、「出雲崎町障害福祉計画」及び「出雲崎町障害児福祉計画」に基づき、サービス提供事業所や障害特性に応じた提供体制の確保に努め、自立した地域生活への移行の促進を図ります。

[具体的な取組]

施策名	内 容
障害福祉サービスの提供	障害のある人の生活を支えるために、障害者福祉関係事業所等による障害福祉サービスを適切に提供します。また、障害特性に応じた支援が提供できるよう、障害福祉に関わる職員研修等を行います。
経済的負担軽減に向けた支援	障害のある人の経済的負担を軽減するため、法令等に基づく各種手当を支給するとともに、制度等の周知を図ります。

## 4・生活環境

### （1）移動手段の確保

#### 現状と課題

本町では、公共交通機関の利便性が悪いため、外出時に困ることが多くなっています。障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害特性に応じた移動手段の確保や外出の支援が重要です。タクシー利用券の交付や人工透析者を対象にした通院費の助成等による社会参加のための支援は、引き続き必要となっています。

#### 取組の方向

障害のある人の移動手段を確保するために、外出支援などのサービスやタクシー利用券の交付等により効率的で効果的な支援方法について検討し、地域住民の交通手段の確保に努めるとともに、障害のある人をはじめすべての人が安全で快適に利用できる環境づくりに努めます。

#### [主な事業]

事業名	内 容
福祉有償運送	NPO 法人ねっとわーくさぶらいが、障害者や介護保険認定者等の通院や買い物等外出支援を実施しています。
福祉タクシー利用料金助成	心身障害者及び高齢者の社会参加の促進を図るため、タクシー利用券を交付し、交通費の一部を助成します。
身体障害者等自動車燃料費助成	身体障害者等の社会参加の促進等を図るため、身体障害者等が使用する自動車燃料費の一部を助成します。
人工透析者通院費助成	人工透析者の経済的負担軽減のために、通院費の一部を助成します。
更生訓練費支給	自立訓練や就労移行支援を受けている者に対し、更生訓練費を支給します。
自動車運転への支援	身体に障害のある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合にかかる費用の一部を助成します。

[具体的な取り組み]

施策名	内 容
情報提供	障害のある人へは、自動車税の減免や有料道路通行料金の割引等の制度周知に努め、支援者へは移動支援に関わる研修などの情報を提供します。
障害福祉サービスの利用	同行援護事業、移動支援事業など外出を支援するサービスの利用を促進します。

(2) 地域福祉の推進

現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害福祉サービスの利用だけでなく、障害のある人のさまざまな活動を支援するボランティアやNPO法人などの活動が大きな力となっています。

今後は、さらに地域での助け合いの仕組みを活性化させ、新たな支えの方策を見出すよう努める必要があります。

取組の方向

町社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、障害のある人への支援に関わるボランティア活動の振興を図るとともに、地域での支援体制の充実を図ります。

[主なボランティアグループ等]

ボランティア名	内 容
出雲崎町社会福祉協議会 ボランティアグループ (給食ボランティア・タンポポグループ・和会)	希望する75歳以上の高齢者世帯(障害者世帯含む)に対して、給食弁当づくりのボランティア活動を実施
いずもざき ROHO21 (朗読ボランティア)	「広報いずもざき」を朗読録音し、朗読テープを視覚障害者に提供
出雲崎町手話サークル ひまわりの会	聴覚障害者に対し手話通訳を取得し、障害のある人の立場に立って思考できるよう相互理解に努め交流を図る活動

## [具体的な取り組み]

施策名	内 容
ボランティアの育成・活用	町社会福祉協議会等のボランティア組織や機能を活用し、障害のある人のニーズに応じた活動ができるよう研修会等によるボランティアの育成、ボランティア同士の情報交換や交流支援を図ります。
障害のある人のボランティア活動参加支援	ボランティア活動を希望する障害のある人に対して、活動への参加支援を関係機関とともにいきます。
安心して生活できる体制の検討	障害のある人及びその保護者等が地域で安心して安全に暮らすことができるよう、関係機関が連携して支援する体制を検討していくとともに、老後や将来の生活に向けて必要な情報等を周知します。

## (3) 防災・防犯の推進

## 現状と課題

障害のある人は、災害の認識や避難勧告などの災害情報の受信や自力での避難などが困難な場合が多いことから、災害の影響を受けやすい状況にあります。「出雲崎町避難行動要支援者避難支援計画」を推進し、引き続き障害のある人など災害弱者への支援体制を整備する必要があります。

避難場所のバリアフリー化を進め、個々の状態に応じた配慮と支援が必要であることから関係部署との連携や設備及び受け入れ態勢に係る情報を共有する必要があります。

また、地震や火災、犯罪による被害にあわないよう障害者等すべての住民の暮らしに配慮した広域消防体制、防犯対策を充実するとともに、住民の地域連帯意識の醸成・防犯意識の高揚など地域の自主防犯活動の促進に努める必要もあります。

## 取組の方向

「出雲崎町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、障害のある人の災害時避難支援対策を推進するとともに、日頃から防災や防犯についての啓発や情報の提供など、障害のある人を地域で守る体制の強化に努めます。

[具体的な取り組み]

施策名称等	内 容
施設等のバリアフリー化	道路や公共建物、公園など多くの人々が利用する各種施設においては、拡幅や段差の解消を行っていきます。
地域の見守り体制の推進	障害者の生活全般にわたる手助けや地域全体で支える見守り体制づくりを推進します。
防災訓練の充実	防災訓練に障害者やボランティアなどの関係団体の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。
要支援者名簿の整備	災害時に支援を必要とする障害者等に対し、避難情報等を的確に伝達し、早期に安全な場所に避難する等、障害者等の避難支援の体制の構築のため要支援者名簿の整備に努めます。また、町の関係部署、地域の自主防災組織及び福祉関係機関などとの情報の共有化を図り、災害時における支援体制の充実を図ります。
要援護者支援マップの活用	災害等の緊急時における迅速な避難支援や、平時における避難支援者（行政区長、民生委員）との情報共有等をスムーズに行うため、災害時要援護者支援マップを活用します。
要支援者への理解促進	地域住民や自主防災・防犯組織ボランティア団体、民生委員などと協力し地域における声かけ・見守り活動などを通して、障害者などの要支援者への理解を深めるとともに、要支援者と地域住民とのコミュニケーションづくりを推進し、地域ぐるみでの支援体制を強化します。
自主防災・防犯組織の育成・強化	地域ぐるみの防災・防犯支援体制の確立のため、自主防災・防犯組織の育成及び強化を行います。
効果的な防災システムの構築	情報伝達や避難誘導、物資調達など地域防災計画に基づき、障害者に配慮された防災システムを構築します。
心のケアの実施	災害の発生や避難所生活など、状況の変化への対応が困難な人に対する「心のケア」について、保健師が中心となり、関係機関の協力を得ながら実施します。
避難後の支援	福祉避難所の充実など障害特性に応じた配慮を行う取り組みを進めます。
悪質商法等の被害予防	障害のある人が悪質商法等に巻き込まれないように、適正な情報提供や消費生活センターなどの紹介を行います。

#### （４）スポーツ・文化芸術活動等の振興

##### 現状と課題

障害のある人もない人も共に地域で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ誰もがニーズに応じてスポーツ・レクリエーション、文化等の余暇活動など様々な活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。そのためには、障害のある人に配慮された「活動の機会の場」の充実、誰もが入手しやすい情報発信の促進を図る必要があります。

##### 取組の方向

障害のある人のニーズに応じて、参加しやすい生涯学習の機会の提供、スポーツ・文化活動についての情報提供など、障害の有無に関わらず、共に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めます。

##### [具体的な取り組み]

施策名称等	内 容
生涯学習活動の促進	国や県、関係機関・団体などと連携しながら講座や研修の開催など障害のある人の生涯学習活動に関する情報提供や参加の促進を図ります。
スポーツ参加機会の確保	本町に多目的運動場が整備されたことから、障害者競技スポーツメニューの情報提供を行うとともに、障害のある人のニーズに応じて参加促進を図ります。
余暇体験の充実	障害のある人が交流会やスポーツ、文化活動等、希望する余暇活動を体験できる機会や場を提供します。

## 5・ 差別解消・権利擁護

### （1）虐待の防止

#### 現状と課題

平成 24 年 10 月 1 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、本町では障害者虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

虐待に関する正しい理解の促進を図るとともに、虐待防止に向けた啓発活動、養護者への支援の充実や通報者の保護が必要です。

#### 取組の方向

障害のある人への虐待防止に向けた啓発活動をはじめ、早期発見・早期対応、養護者への支援の充実を図るとともに、支援にあたる職員の研修を強化し、専門性の向上に努めます。

#### [具体的な取り組み]

事業名	内 容
虐待防止に関する啓発	広報いずもぎきやリーフレット等を活用して、障害のある人に対する虐待防止について広く周知します。また、障害特性を知らないために起こる虐待を防止するための啓発に取り組みます。
障害者虐待防止対応マニュアルの整備	障害者虐待の早期発見、早期対応に努め、速やかな支援に結び付けることができるよう支援体制の整備に努めます。
児童・高齢者の虐待関係部署との連携体制づくり	児童虐待、高齢者虐待の対応を行っている部署と連携し、対応できる体制を整備します。また、関係機関との連携会議を開催します。
養護者を支援する仕組み	関係機関において、虐待防止のための養護者（家族等）のストレスを解消できる場の設定及び相談に対応します。

## （２）権利擁護の推進

### 現状と課題

障害のある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくうえで、成年後見制度などの権利擁護の仕組みは大きな役割を果たします。

制度や相談窓口の周知、啓発活動などに取り組むとともに、障害のある人の権利が侵害されないよう自己決定権を尊重し、関係機関等との連携を強化し、より一層の権利擁護の充実を図ることが必要です。

### 取組の方向

障害のある人の権利を守るために、成年後見制度等の周知と普及を図り、契約や財産管理等で支援を必要とする人が制度を適切に利用できるよう努めるとともに関係機関と連携・協力しながら支援できる体制づくりに努めます。

#### [具体的な取り組み]

施策名	内容
権利擁護に関する啓発の推進	具体的な事例や守られるべき権利について、事例集やパンフレット等の活用をはじめ、講座や講演会の開催などを通じて権利擁護の啓発を図ります。
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、関係機関と連携して必要な支援を行います。
支援者を支える取り組み	支援者が一人で抱え込まないように、ケア会議や関係機関との連携会議、個別の相談を行います。
支援者の専門性を高める体制整備	支援者に対して権利養護や虐待に関する研修会への参加を促進し、ケース会議の開催によりスキルアップを図ります。
関係機関との連携検討	身の周りのことや金銭管理ができないなどの判断能力に心配がある人に対しては町社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を周知し、利用促進を図ります。 また、ともに生活する地域で身近な人によるサポートを推進するため町社会福祉協議会と連携して、成年後見制度（法人後見・市民後見）の活用について検討します。

（3）差別の解消

現状と課題

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国、地方公共団体においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務化されました。

本町では、「障害者差別解消法職員対応マニュアル（職員対応要領に係る留意事項）」を策定したことにより、町は窓口や事務、事業に関して、具体的な対応方法を実施し、地域生活において差別を解消するための支援に取り組む必要があります。

取組の方向

障害及び障害のある人に対する、正しい知識の普及・啓発により町民の関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図ります。

[具体的な取り組み]

施策名称等	内容
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障害への理解を深め、差別の解消を図ります。
行政サービスにおける配慮	「障害者差別解消法職員対応マニュアル（職員対応要領に係る留意事項）」に基づき、町の事務、事業の実施にあたって不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員への必要な研修を実施します。
障害理解のための研修	中越圏域障害者自立支援協議会等による「みんなで暮らせる地域づくりフォーラム」等の研修・イベント等に参加し、障害や障害のある人の理解の促進に努めます。

## 6. 療育・保育・教育

### （1）早期発見・早期療育の充実

#### 現状と課題

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要となっています。本町の乳幼児健康診査における発達相談件数は、年々増加し、精神発達面での経過観察児も増加しています。こうした中、町内に療育機関がないことから町外の療育機関を利用せざるを得ない状況にあるため、療育待ちの状況が課題となっており、適切な時期に適切な療育を受けることができる体制づくりに加え、経過観察が必要な子どもやその家族への支援が求められています。

障害のある子どもの家族支援にあたっては、家族が抱える悩みや不安について、同じ立場にある者同士が共感し、寄り添うことにより軽減できることも多いのが現状です。子どもの障害について不安を持つ保護者に対して、先輩保護者から助言を受けられる場の提供などを通じて、保護者同士のつながりを支援することが必要です。

乳幼児健康診査後の臨床心理士等による個別相談や療育機関の紹介など、早期に療育につながるよう引き続き支援を行うことが必要です。今後も、引き続き乳幼児健康診査等子どもの成長に応じた適切な時期における健診を実施し、障害の早期発見に努める必要があります。

#### 取組の方向

子どもの成長に応じた適切な時期における健診等の実施により、できるだけ早期に障害を発見し、一人ひとりの状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

#### [具体的な取り組み]

事業名	内容
乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査の受診ができるよう受診勧奨に努めます。
乳幼児健康診査後の相談支援	乳幼児健康診査後に継続支援が必要な子どもに対して、いるか教室や療育相談、臨床心理士による相談等を紹介します。また、必要に応じて療育機関へつなげる支援を行います。

就学時健康診断の実施	小学校就学前に健康診断を実施し、必要に応じて医療機関との連携を行います。
児童発達支援等の充実	支援を必要とする子どもが身近な地域で療育を受けることができるよう、「子は宝」多世代交流館さらしにおいて支援を行います。また、専門性の高い療育については、柏崎市と連携しながら支援を進めていきます。
巡回指導の充実	臨床心理士による保育所の巡回訪問を実施し、障害児に関わる職員の専門性の向上など資質向上に向けた指導を引き続き実施します。また、必要に応じ、家族面談を行いながら、保護者が適切な関わりをできるよう充実させていきます。
研修等の充実	研修会への参加を通じ、支援にあたる職員の支援技術向上と啓発を進めます。また、地域の共通理解を進めるため保育園や小中学校の職員を対象とした研修会の実施に努めます。

## （２）切れ目のない一貫した支援

### 現状と課題

障害のある幼児の就学前から就学期への移行期や、児童・生徒の就学・進学等ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、福祉や教育等の関係機関が共通の理解を持ちながら、より一層の専門性の向上に努めていく必要があります。

### 取組の方向

障害のある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようまた、子ども一人ひとりの特性や成長に応じた一貫性のある保育・療育・教育となるよう関係機関との連携を強化し、さらなる取組の充実を図ります。

### [具体的な取り組み]

施策名	内容
障害のある子どもの受け入れの推進	保育園における障害のある子どもの受け入れを推進するため、保育士等の増員配置をする保育園に対し、安定した運営ができるよう運営費を支援します。

保育園・小学校等関係機関の連携	集団生活や就学がスムーズに行えるよう保育園や小学校と連携を図りながら保育園から小学校へと切れ目のない支援体制の整備に努めます。
相談支援ファイルの活用	途切れない支援のために、各機関で支援のための情報が共有され効果的で一貫した支援が行われるよう相談支援ファイルの活用を図ります。

### （3）特別支援教育の推進

#### 現状と課題

本町の保育園・小中学校に在籍する障害のある幼児児童生徒数は増加しており、発達障害をはじめ、多様な障害特性を有する幼児児童生徒への対応が一層重要となってきました。また、町内に特別支援学校がないため、町外の特別支援学校へ進学しています。

国においては、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学び授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていくことを目指す「インクルーシブ教育」の理念に基づき、そのシステム構築のための取組が進められています。本町においてもこうした動向を踏まえた取組の充実が必要です。

#### 取組の方向

障害のある幼児児童生徒に対して、その実態に応じて就学先及び支援の内容等について個別に検討を行い、一人ひとりの実態や能力等に応じた特別支援教育を推進するとともに就学支援や関係機関との連携に努めます。

#### [具体的な取組み]

施策名称等	内容
特別支援教育の推進	「インクルーシブ教育」の理念に基づき通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な「学びの場」の充実を図ります。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用による就学支援や関係機関との連携に努めます。

専門職の資質向上支援	特別な支援を必要とする子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。
学校教育支援員・教育補助員・特別支援教育コーディネーターの配置	小・中学校には特別支援教育コーディネーターを配置します。また、児童生徒の実態に応じて、学校教育支援員・教育補助員の配置を行います。
就学援助の推進	学齢児童生徒のうち、特別支援教育を必要とする者に対し、就学援助金を支給します。

#### （４）放課後等の活動支援

##### 現状と課題

本町では、放課後等デイサービス事業所がないため、町外の放課後等デイサービス事業所を利用しています。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用も増加しています。

障害のある児童生徒が身近な地域で支援が受けられるよう放課後等デイサービスの支援が重要になると考えられます。障害特性に応じた適切なサービス提供が受けられるよう学校や事業所など関係機関の連携強化に取り組んでいくことが必要です。

##### 取組の方向

障害のある子どもの希望に応じて、放課後や長期休暇中に適切な活動支援が受けられるよう活動の場の提供に努めます。

##### [具体的な取り組み]

施策名称等	内容
放課後活動等の支援	放課後児童クラブ、放課後子ども教室を活用して放課後活動を支援するとともに受入れ体制の充実に努めます。町外の放課後等デイサービス事業所の支援体制の充実と連携強化に取り組みます。
放課後等における訓練の場などの提供	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、生活能力向上のための訓練等・社会との交流促進の場を提供します。
長期休暇中における余暇活動支援	放課後や長期休暇中の障害のある子どもを対象とし、余暇活動を支援するためスポーツ、文化活動を実施します。

## 7. 雇用・就労

### （1）障害者雇用の促進

#### 現状と課題

障害者雇用促進法では、雇用の分野での障害者差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。企業においては、法定雇用率の達成に加え、職場における障害への理解や障害特性を十分に理解した「必要かつ合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むとともに、本人の意向に沿った就労の場が選択できるよう関係機関等による連携した支援が必要です。

障がい者就業・生活支援センター等と連携し、「障害者就職応援セミナー」や「雇用管理セミナー」を実施するなど障害者雇用の促進、適正に応じた就労支援、就労後の職場定着のための支援等を行うとともに企業への障害者雇用促進に向けた啓発や障害のある人を雇用する際の支援に取り組み、障害のある人と企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていく必要があります。

#### 取組の方向

学校や企業、関係機関等との連携を図り、障害のある人の適性や障害の状況に応じた就労を支援します。

ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関との連携により企業等に向けて障害のある人の雇用機会の拡大などを図ります。

#### [具体的な取り組み]

事業名	内容
障害者雇用の促進	障がい者就業・生活支援センターやハローワーク、商工会との連携を強化するとともに障害者雇用に関する助成制度の周知、PR方法、啓発対象とする企業の検討を行っていきます。
障害者職業相談の充実	ハローワーク、商工会、障がい者就業・生活支援センター等が協力し、障害者職業相談事業の充実を図るとともに、企業における障害者雇用を促進するため、事業主に理解を求めていきます。また、障がい者就業・生活支援センターと連携しながら障害者一人ひとりにあった就労の場を提供できる相談支援体制の充実を図っていきます。

特別支援学校等卒業生への支援	特別支援学校等卒業生に対する就労支援や相談について、特別支援学校等や障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、卒業後の支援が円滑に行えるよう途切れない支援に努めます。
福祉的就労の強化	福祉施設における障害者の仕事の確保、工賃アップに向け、町から福祉施設への作業委託を引き続き行い、作業委託の可能な業務について全庁で検討し、さらなる受注機会の拡大を目指し福祉的就労の機能強化を図ります。
就労体験実習の促進	企業等で障害のある人の職場体験実習を行うことにより、障害のある人の雇用に対する理解を深めます。
障害のある人の町職員への採用	障害のある人の雇用を促進します。

## （２）就労に対する相談と支援

### 現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確立が不可欠です。障害がありながらも働く意欲のある人にとっては、十分に応えられていないため、事業主に対し、障害のある人の雇用について理解を求めていく必要があります。

「出雲崎町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、毎年度、物品等の調達方針を定め、町が発注する物品や役務の提供について、少しでも多くの障害者就労施設等から調達できるように関係課と協力しながら取り組みます。

### 取組の方向

本町には、一般就労に向け訓練をする就労移行支援事業所がないために圏域の事業所を利用して、訓練を行っています。

相談支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、新潟障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、特別支援学校の進路学習会等に合わせ卒業予定者及び在校生等へ早い時期から進路相談に応じ、就労に向けた取組を行います。また、進路希望調査を行い卒業後の障害福祉サービスの利用が円滑に進むように支援を行います。

就労を希望する障害のある人が、それぞれの状況に応じて就労し、収入と生きがいを得られるよう就労体験、就労移行支援事業などを通じた就労支援を行います。

## [具体的な取り組み]

事業名	内容
就労移行への支援	町外の就労移行支援事業所を利用して、一般就労に向けた訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援を実施します。
就労継続への支援	町内及び町外の就労継続支援事業所を利用して、一般就労に向けて訓練が必要な障害のある人に、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を実施します。

## 第5章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉サービスなどの見込み量を定めることとしており、障害福祉計画と一体のものとして策定します。

第5期出雲崎町障害福祉計画及び第1期出雲崎町障害児福祉計画は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス需要の見込み等について定めます。

### 2. 計画策定の背景

- 「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この法律により、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援、就労支援の強化など福祉サービス提供体制の整備が図られ、障害福祉サービス等の数値目標と見込み量を定めることとなりました。
- その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、「障害者総合支援法」が施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられるなど制度改革が行われました。

○平成 24 年 8 月には、児童福祉法に基づく児童への支援等から、子育てに関する点に特化した法律である「子ども・子育て支援法」が制定され、同法の基本理念を踏まえた、障害のある子どもへの支援体制づくりが進められています。

○平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成 30 年 4 月施行）され、「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。」こととされました。

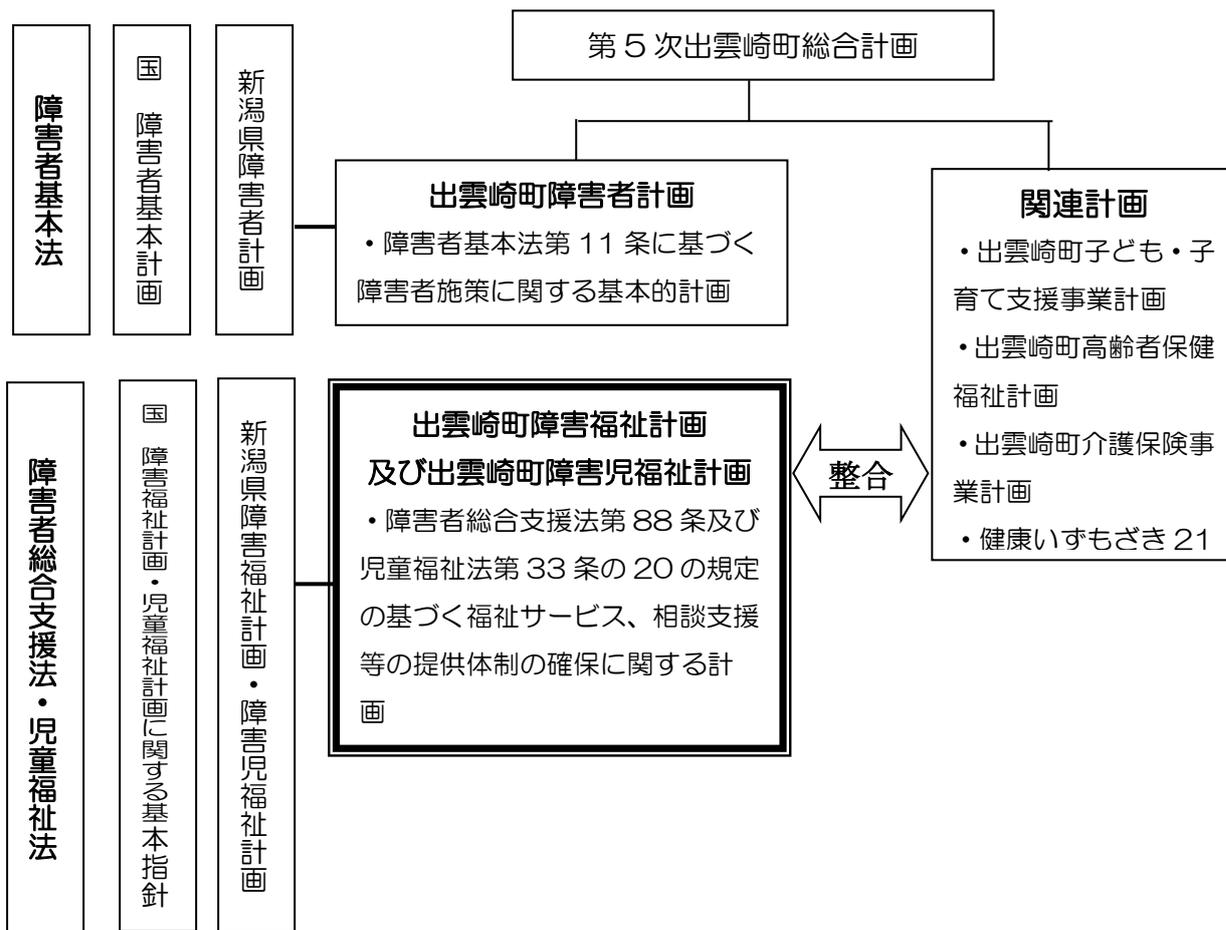
### 3. 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画です。

また、障害者基本法第 11 条に基づく「出雲崎町障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条に基づき国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即するとともに、「新潟県障害福祉計画（障害児福祉計画）」と整合・調整を図っています。

また、本町の最上位計画である「第 5 次出雲崎町総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図っています。



#### 4. 計画の期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として策定することとされているため、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、平成30～32年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本町の状況等の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとします。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者計画	第1次						第2次						第3次					
障害福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			第5期						
障害児福祉計画												第1期						

## 5. 計画の策定体制

### （1）障害者等のニーズを反映

計画の策定に当たっては、障害者や障害者の家族のニーズを第一とし、当事者をはじめ、家族や相談支援専門員及び保健師からの声を反映すべく検討を行いました。

### （2）障害者自立支援協議会の運営

計画の策定に当たっては、サービスを利用する障害者を始め、事業者、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映することが重要であることから、出雲崎町地域自立支援協議会において、審議・検討を行いました。

### （3）新潟県等との連携

計画の策定に当たっては、新潟県としての基本的な考え方をもとに、障害保健福祉圏域である中越圏域（長岡市、柏崎市、見附市、小千谷市、刈羽村）として連絡調整を行うなど、十分な連携を図りました。

### （4）庁内関係課との連携

本計画は、保健、教育、労働等の庁内関係課との連携を図りながら、計画の策定を行いました。

### （5）パブリックコメントの実施

計画の策定に当たっては、計画案に対する意見を幅広く募集するため、パブリックコメントの募集を行いました。

## 第6章 第4期障害福祉計画の評価

### 3. 第4期障害福祉計画の実施状況

#### 【 目標値 】

項目		単位	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 目標
1	施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	0	0	3
2	施設入所者の削減	人	0	0	2
3	地域生活拠点の整備	か所	0	0	0
4	福祉施設利用者の一般就労移行者数	人	1	1	2
5	就労移行支援事業の利用者数	人	0	1	2

#### 【 評 価 】

- ◎施設入所者の地域移行は、平成28年度実績で2年間の累計で0人となっており、計画目標を下回っています。退所後の、地域生活を支えるサービス提供が可能な、環境整備が求められます。
- ◎施設入所者数は、平成28年度実績で14人となっており、基準値となる平成25年度の実績の15人と比較して、1人の減少となっています。退所により入所者数が減少しても、待機者の入所により、入所者数が減っていない状況です。入所者は介護保険該当年齢に達しており、状態像の変化によっては介護保険サービスへのスムーズな移行を検討する必要があります。
- ◎地域生活支援拠点の整備は、町内に24時間の相談支援体制や一時避難等行える事業所等設置は難しく、目標値も0か所でした。今後は、圏域での設置を関係市町村と協議しながら設置に向けて検討していく必要があります。
- ◎一般就労移行者数は、平成28年度実績で2人と平成29年度目標の100%となっています。
- ◎就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度実績で1人と平成29年度目標の50%となっています。対象となる方が利用できるためには、事業所までの移動手段について検討する必要があります。

## 第7章 計画の目標

### 4. 計画の基本理念

本計画の策定にあたっては、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次の点に配慮します。

#### 1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

#### 2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及び障害児とし、障害種別によらない一元的なサービスを実施するとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

#### 3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### 4. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児の健やかな育成を支援するため、地域支援体制の構築や、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、ライフステージに応じた切れ目のない支援

と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援など、提供体制の計画的な構築を推進します。

## 5. 成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、施設入所からの地域生活移行者の数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。

この成果目標は、国が定める基本指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本町においても、これまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえ、成果目標を設定します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する人の数を見込み、その上で平成32年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行し、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としていますが、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や施設入所者及び待機者の高齢化が進んでいること、また施設入所待機者が多い当町の実情に応じて目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
平成28年度末時点の施設入所者数(a)	14人	基準値
平成32年度末の施設入所者数(b)	13人	平成32年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 平成32年度末の削減見込者数(c=a-b) 削減率(c/a×100)	1人 (7.1%)	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ1名が地域生活移行する者の数として設定。目標達成のために、介護保険該当の方は介護保険サービスへの円滑な移行を進めていく。
【目標値】 平成32年度末の地域生活移行者数(累計d) 地域移行率(d/a×100)	1人 (7.1%)	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ1名が地域生活移行する者の数として設定。

## （２） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針を踏まえ、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進める観点から、精神障害者（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、平成 32 年度末までに、地域での保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

### 【目標値の設定】

項 目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	有	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに町地域自立支援協議会を強化及び活用し、保健・医療・福祉による協議の場を設定する。

## （３） 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の自立支援の観点から、今後、障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」を想定して、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを進める必要があります。

国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、平成 32 年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所整備することを基本としています。

本町においては、町内に 24 時間の相談支援体制や一時避難等行うことができる事業所等設置は難しく、圏域での設置を関係市町村と協議しながら設置に向けて検討していきます。

### 【目標値の設定】

項 目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 平成32年度末の地域生活支援拠点等の数	0か所	国の基本指針を踏まえ圏域での設置ができるよう協議していく

（４） 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 就労移行支援事業所等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する者の数  
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の指針においては、当該目標値の設定にあたって、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項 目	数値	目標設定に当たっての考え方
【基準値】 平成28年度の一般就労移行者の数	0人	平成 28 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	1人	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ、平成 32 年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針では、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

【目標値の設定】

項 目	数値	目標設定に当たっての考え方
【基準値】 平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	3人 (300%)	国の基本指針、これまでの実績を踏まえ、平成 28 年度末における利用者数(1 人)の3割以上増加の 3 人が就労移行支援事業を利用する者の数として設定

### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行の割合

国の基本指針では、平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合を全体の5割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

本町においては、優先される障害者施策等の状況や、町内での事業所設置は難しい状況にあります。しかし、福祉サービスの利用はできるよう、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながら体制の整備を行っていきます。

#### 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定に当たっての考え方
【基準値】 平成32年度の就労移行支援事業の数	0か所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。
【目標値】 平成32年度末の就労移行率3割以上の事業所の数	0か所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。

### ④ 就労定着支援事業利用による職場定着率

国の基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としており、この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

本町においては、優先される障害者施策等の状況や、町内での事業所設置は難しい状況にあります。しかし、福祉サービスの利用はできるよう、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	目標設定に当たっての考え方
平成30年度の新規利用者数	1人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。

【目標値】平成 31 年度の職場定着者数(B) 目標値=(B/A)	1 人 (100%)	平成 31 年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。
平成 31 年度の新規利用者数	2 人	平成 31 年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。
【目標値】平成 32 年度の職場定着者数(B) 目標値=(B/A)	2 人 (100%)	平成 32 年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数。国の基本指針及び本町の実情を勘案し設定。

### （5） 障害児支援の提供体制の整備等（第 1 期障害児福祉計画成果目標）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを 1 か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保すること、平成 30 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。

本町においては、国の基本指針を踏まえ、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

#### 【目標値の設定】

項 目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 平成 32 年度末の児童発達支援センター数	1 か所	国の指針を踏まえ、児童発達支援について連携している柏崎市と協議をし、平成 32 年度末に柏崎市に設置する児童発達支援センターを利用できるよう協定を結び体制を整える。
【目標値】 平成 32 年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1 か所	上記同様

<p>【目標値】 平成 32 年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保</p>	1 か所	<p>国の指針を踏まえ、地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。<b>圏域での設置ができるよう、市町村と連携し体制を整える。</b></p>
<p>【目標値】 平成 32 年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保</p>	1 か所	<p>上記同様</p>
<p>【目標値】 平成 30 年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置</p>	有	<p>国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに町地域自立支援協議会を強化活用し、保健・医療・福祉・保育・教育による協議の場を設定する。</p>

## 第8章 障害福祉サービス等の見込み量

### 1. 障害福祉サービスの見込み量と確保策

#### （1）訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報提供などの支援を行ったりするサービスです。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事の援助等を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で常時介護が必要な方に、行動する時の危険を回避する援護や外出時の移動の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常時介護を必要とする者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要で、その介護の必要性が非常に高いと認められた方に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

## 【第4期の実績と第5期の見込み量】

(1か月あたり延べ量)

サービス名	単位	実績			見込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間分	104	109	119	150	150	150
	人分	12	10	12	14	14	15
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括 支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間分	18	17	16	20	20	20
	人分	1	1	1	2	2	2

## 【第4期の評価】

- ◎訪問系サービスは、全体的に増加傾向にあります、介護者の健康状態や高齢化により、今後訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。
- ◎相談支援事業所へのヒヤリングから、居宅介護の利用についてニーズはありますが、十分なサービス提供事業者数が確保できず、課題となっています。
- ◎同行援護については横ばいで推移しており、対象等の見込みから今後も大きく変わらないものと考えられます。
- ◎重度訪問介護及び重度障害者等包括支援は、過去の実績はなく現在利用対象者もいませんが、利用希望が出たときに対応できる事業所が無いことが課題となっています。

## 【第5期の見込み量算出の考え方】

- ◎訪問系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの平成25年度から平成28年度までの利用実績及び、これまでの相談状況、状態像の変化、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある方等を精査し算出しています。

◎ただし、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、現在利用対象者がいないこと、また利用できる事業所が無いこと等から当面利用がないと見込んでいます。

**【第5期の見込み量確保のための方策】**

- ◎訪問系サービスについては、障害者本人やそのご家族の利用のニーズを把握し、適切なサービスの提供ができるよう情報提供を積極的に行います。
- ◎本町においては、特に居宅介護の十分なサービス提供事業者数が確保できていないことから、町内の事業所へサービス提供の確保について更に働きかけると共に、町外のサービス提供事業者との連携を図ります。
- ◎また、介護保険法に基づく介護保険サービス提供事業者に対し、新規参入を働きかけるなど、サービス提供事業所の確保に努めます。
- ◎様々な障害への対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的とする各種研修会の情報提供を行い、障害特性に配慮した人材の育成や確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

**【サービスの概要】**

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、主として昼間に入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害がある方等に対し、自立した日常生活または社会生活を送れるよう、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図ります。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある方、精神障害のある方に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援 （A型）	一般企業等への就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
就労定着支援	障がいのある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な方に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話等を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等により、一時出来に介護を受けることが困難になった時、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います

【第4期の実績と第5期の見込量】

（1か月あたり延べ量）

サービス名	単位	実績			見込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人日分	422	443	448	490	490	490
	人分	22	23	23	25	25	25
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1
就労移行支援	人日分	1	12	60	60	60	60
	人分	1	1	3	3	3	3
就労継続支援 (A型)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1

就労継続支援 (B型)	人日分	475	469	457	550	565	580
	人分	31	29	30	34	35	36
就労定着支援	人	—	—	—	1	2	1
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日分	30	36	43	50	50	55
	人分	8	7	8	12	12	13
短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

#### 【第4期の評価】

- ◎生活介護は、利用者数及び利用量ともに微増しました。今後もニーズは高く微増していくものと考えられますが、事業所の増加が見込めないため、横ばいで推移することが予測されます。
- ◎自立訓練（機能訓練）は平成26年度までは実績がありましたが、平成27年度からサービス実績はありません。
- ◎自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）は、ニーズがなく利用実績がありませんでした。
- ◎就労移行支援は、近隣の事業所で利用しており、見込量どおり推移しました。今後は微増傾向が見込まれます。
- ◎就労継続支援（A型）は、町内での事業所が無く、近隣の事業所へも通うことが困難なため利用実績がありません。本町の日中活動系サービスの中でも、重点課題となっています。
- ◎就労継続支援（B型）は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が予測されます。
- ◎療養介護及び短期入所（福祉型）は、ほぼ横ばいで推移しています。今後も同様の傾向が予測されます。
- ◎短期入所（医療型）は、ニーズがなく利用実績がありませんでした。

#### 【第5期の見込量算出の考え方】

- ◎日中活動系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの平成25年度から平成28年度までの利用実績及び、これまでの相談状況、状態像の変化、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある方等を精査し算出し

ています。

- ◎自立訓練（生活訓練及び宿泊型自立訓練）については、現在利用対象者はいませんが、精神科病院に入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される方について、サービス量を見込んでいます。
- ◎就労移行支援の利用者数は、成果目標「就労移行支援事業の利用者数」の数と整合性を図っています。
- ◎就労定着支援は、過去の就労状況及び就労移行支援事業利用者を中心に見込み量を設定しました。
- ◎短期入所（医療型）については、これまでの実績に加え、対象となる方の聞き取りから見込み量を設定しました。

#### 【第5期の見込み量確保のための方策】

- ◎日中活動系サービスについては、介護保険サービス事業者を含む新規事業者の参入（基準該当）を働きかけ、障害者の自立した地域生活への移行を推進します。
- ◎就労系のサービスについては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、サービス提供事業者及び特別支援学校等教育機関など関係機関との連携体制の構築に努めます。
- ◎また、福祉的就労についても就労継続支援（B型）事業所に対して仕事量の確保や工賃アップを目指し、町からの積極的な作業委託を行います。
- ◎ニーズにあった見込み量の確保のため、町内及び近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ◎また合わせて、ニーズに合った就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用を促進するための課題となっている交通手段についての課題は、出雲崎町地域自立支援協議会において施策の検討を行っていきます。
- ◎一般就労に移行した方が、安定した就労生活を継続できるように、就労定着支援の利用を促進します。また、サービス事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- ◎短期入所及び療養介護については、ニーズにあった見込み量の確保のため、近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。また、短期入所については、利用しやすい環境づくりに努めます。

### （3）居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場としてのサービスを行います。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方に、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居で相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

#### 【第4期の実績と第5期の見込み量】

(1か月あたり実量)

サービス名	単位	実 績			見 込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	人分	14	14	15	15	15	16
施設入所支援	人分	14	14	14	14	14	13
自立生活援助	人分	—	—	—	12	12	12

#### 【第4期の評価】

- ◎共同生活援助の利用が進み、平成25年から約2倍の利用となっています。背景に、地域生活の移行先として、また高齢化する家族の介護力低下等を理由に、共同生活援助の利用へ繋がったと考えられます。
- ◎近年の共同生活援助の利用者数は、施設定員の関係からほぼ横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。町内での受け入れ事業所が定員いっぱいになっており、今後の利用ニーズに対応できない可能性が高く課題となっています。
- ◎施設入所支援については、真に施設入所支援が必要な方が入所されており、利用者数を減少することができませんでした。

**【第5期の見込量算出の考え方】**

- ◎共同生活援助（グループホーム）については、現在のサービス利用者数をもとに、入所施設から地域生活へ移行する数、精神科病院に入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される方について勘案し設定しました。
- ◎施設入所支援の利用者数は、成果目標「福祉施設入所者数の削減」の数値と整合性を取っています。国の基本指針としては、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としていますが、本町においては、これまでの実績や施設入所待ちの障害者が多い当町の実情に応じて、また、介護保険サービスへの円滑な移行を目指し、目標値を設定しました。

**【第5期の見込量確保のための方策】**

- ◎居住系サービスについては、障害者が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として引き続き整備の必要性が高いことから、行政と事業所との連携を取りながらグループホームの設置について事業者の参入促進に努めます。
- ◎また地域住民に対して、障害や障害者への正しい理解の促進を図り、障害者が地域の中で暮らしやすい環境作りを目指します。
- ◎施設入所支援については、施設入所待機者の現状を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。また、**施設入所者及び待機者の高齢化が進んでいることから**、介護保険サービスへのスムーズな移行ができるよう、庁内関係部署及び関係機関等と連携していきます。
- ◎また、新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。
- ◎自立生活援助の利用を促進するとともに、共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしが可能と思われる人に対し、相談支援事業所など関係機関等の連携協働により、地域での生活を支援していきます。

（4）相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対し、サービスを利用するための計画の作成や、作成した計画の検証および見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している人に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行い、地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人や施設・病院から退所・退院した人のうち、地域生活が不安定な方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

【第4期の実績と第5期の見込み量】

（1月あたり実量）

サービス名	単位	実 績 (サービス利用計画作成者数)			見 込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人	5	6	6	7	7	8
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

【第4期の評価】

◎計画相談支援については、原則としてすべての障害福祉サービスおよび地域相談支援の利用者が計画の作成対象となり、利用者は微増しています。今後も継続かつ安定して計画策定できる体制の確保に努めていく必要があります。

◎地域移行支援・地域定着支援については、利用者が少なく見込み量を下回っています。

【第5期の見込み量算出の考え方】

◎計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の全利用者に対

して、サービス利用計画を作成することから、現在の福祉サービス利用者や今後の見込み等を勘案して利用者数を見込みました。

- ◎地域移行支援・地域定着支援については、入所施設から地域生活へ移行する数、精神科病院に入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される方について勘案し設定しました。

#### 【第5期の見込量確保のための方策】

- ◎計画相談支援を円滑に実施するため、相談支援事業者及び相談支援専門員の確保に加えて、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- ◎地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、地域生活移行が円滑に進むよう、精神科病院や障害者支援施設等との連携を強化し利用促進を図ります。
- ◎また、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、出雲崎町地域自立支援協議会や事務局会議において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行うよう努めます。

## 2. 地域生活支援事業の見込み量と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで、障害者等の福祉の増進を図るとともに、全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### (1) 必須事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある方等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報償等必要となる経費の全部または一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある方等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付する事等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものを要請します

移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

【第4期の実績と第5期の見込み量】

事業名	単位	実績			見込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	—	—	—	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	有無	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	0	1	4	4	4
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	—	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	—	0	0	1	1	1

日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	—	0	0	2	2	2
自立生活支援用具	件数	—	0	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	—	0	0	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数	1	0	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/月	129	98	96	130	130	130
	実人員	11	10	8	10	10	10
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	—	—	—	—	—	—
移動支援事業	人	2	2	2	2	2	2
	延時間	86	65	20	90	90	90
地域活動支援センター事業							
自市町村分	か所	—	—	—	—	—	1
	人	—	—	—	—	—	5
他市町村分	か所	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—

【第4期の評価】

◎地域住民に対して、障害のある方等への理解を促進するための研修や啓発を行っていないことが課題です。障害者も含めた地域包括ケアシステムを構築するためにも、今後重点的に取り組むべき課題です。

◎基幹相談支援センターが設置できていない状況があります。本町の障害者施策の根幹にあたるため、基幹相談支援センターの設置に向けて早急に検討していく必要があります。

- ◎成年後見制度については、障害がある方の独居生活や家族の高齢化等の問題から利用者が横ばいまたは増加が見込まれます。将来の安心に備えた地域生活の支援のため、成年後見制度等の周知、普及啓発を行うことが必要です。
- ◎意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業の利用件数は、概ね横ばいで推移しており今後も同様の傾向が続くと見込まれます。特に、日常生活用具給付事業及び移動支援事業については、対象となる方に十分利用していただけるよう、更なる周知が必要です。
- ◎地域活動支援センター事業については、同様の機能を持った他市の施設を利用している状況です。移動手段や家族の負担の問題も大きいいため、通所しやすい町内での設置に向けて検討が必要です。

#### 【第5期の見込量算出の考え方】

- ◎地域生活支援事業の必須事業は、平成25年度から平成28年度までの実績及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

#### 【第5期の見込量確保のための方策】

- ◎理解促進・啓発事業は、町民に対して広く障害者等への理解を深めるための広報活動を実施していきます。
- ◎相談支援事業は、ふれ愛サポートセンターいずもざきを地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- ◎日常生活用具給付事業については、障害者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。
- ◎移動支援事業については、見込み量は確保されていますが、今後の障害者のニーズなどを踏まえ、サービス提供事業者との連携や情報提供等を通じて、新規事業者の参入を働きかけます。
- ◎地域活動支援センター事業については、平成23年度より設置されていない状況が続いています。町内での設置に向けて、出雲崎町地域自立支援協議会での検討をすすめサービスの確保に努めます。

## （2） 任意事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な障害のある方の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	日中において、監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方等の日中における活動の場を提供します。

### 【第4期の実績と第5期の見込量】

事業名	単位	実 績			見 込		
		27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	0	1	1	1
	利用見込	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人日分	288	324	360	360	360	360

### 【第4期の評価】

- ◎障害者のある方等が自立した日常生活及び社会参加を営むことができるよう事業を実施しています。
- ◎日中一時支援事業については、おおむね計画値に近い利用となっています。今後とも同様もしくは微増の傾向で推移するものと見込んでいます。

### 【第5期の見込量算出の考え方】

- ◎地域生活支援事業の任意事業は、平成25年度から平成28年度までの実績及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

### 【第5期の見込量確保のための方策】

- ◎日常生活支援にかかる事業について、引き続き多様なニーズに対応したサービス提供の確保に努めます。
- ◎障害者の健康維持及び気分転換、介護者の負担軽減等を図るために、有効なサービスです。今後も安全安心な、サービス提供体制を維持します。
- ◎潜在的な未利用者がいないか、サービス内容の周知を行い、利用促進を図ります。

◎今後も増加する利用者に対応するために、新規事業者の参入や学校等の長期休暇中の受け入れ態勢の検討を進めます。

■その他事業

その他事業については、ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携を図りながらサービスの確保に努めます。

## 第 9 章 障害児支援の提供体制の充実(第 1 期障害児福祉計画)

### 1. 障害児福祉計画の概要

平成 24 年 4 月に児童福祉法の改正により、障害のある子どもが、身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っていくこととなりました。

しかし、障害のある子どもを支援する地域の体制は、依然として十分ではないことから、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 30 年 4 月施行）により、市町村に対し障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本町では、国の基本指針を受け、障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障害児のライフステージに沿って関係機関が連携した支援体制の構築を図るとともに、地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、本計画を策定します。

本計画では、障害児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援事業、障害児相談支援等の見込み量を以下のように設定します。

### 2. 障害児福祉計画の成果目標(再掲)

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを 1 か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保すること、平成 30 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けることが求められています。本町においては、国の基本指針を踏まえ、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 平成 32 年度末の児童発達支援センター数	1 か所	国の指針を踏まえ、児童発達支援について連携している柏崎市と協議をし、平成 32 年度末に柏崎市に設置する児童発達支援センターを利用できるよう協定を結び体制を整える。
【目標値】 平成 32 年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1 か所	上記同様
【目標値】 平成 32 年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 か所	国の指針を踏まえ、地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。 <b>圏域での設置ができるよう、市町村と連携し体制を整える。</b>
【目標値】 平成 32 年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 か所	上記同様
【目標値】 平成 30 年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置	有	国の基本指針を踏まえ、平成 32 年度末までに町地域自立支援協議会を強化活用し、保健・医療・福祉・保育・教育による協議の場を設定する。

3. 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み量

(1) 障害児通所支援

【 事業概要 】

事業名	事業概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います
医療型児童発達支援	児童発達支援に加え、治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

**【現状と課題】**

- ◎障害児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では障害特性に応じた専門的な支援を行う児童発達支援の事業所が不足しています。
- ◎近年、出生数は減少傾向にありますが、乳幼児健診の結果等じから障害児通所支援を必要とする子どもの数は増えています。
- ◎発達障害は、障害の特性の現れ方が多様であり、外見ではわかりにくいことから、周囲の理解、親の理解などにおいて様々な困難が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医や専門スタッフ（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等）の支援が必要不可欠ですが、本町においては専門スタッフの確保が難しい状況にあります。
- ◎障害児支援の体制整備にあたっては、母子保健法や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

**【障害児通所支援の見込量】**

事業名	単位	実績			見込		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	9	2	0	10	10	10
	人日/月	5	4	0	5	5	5
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	2	2	2
	人日/月	0	0	0	2	2	2

放課後等 デイサービス	人/月	19	18	22	20	25	25
	人日/月	2	3	2	3	4	4
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	—	—	—	0	0	0
	人日/月	—	—	—	0	0	0

**【見込量算出の考え方】**

- ◎障害児通所支援の利用者数・利用日数は、各サービスの平成27年度からの実績及び、乳幼児健診の結果等から今後利用の可能性がある児等を算出し計上しています。
- ◎医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、事業対象となる児が居ないこと、また今後利用の見込みがないこと等現状を勘案し計上しています。

**【見込み量確保のための方策】**

- ◎児童発達支援及び保育所等訪問支援については、柏崎市と連携を図りながら支援をしていきます。
- ◎発達に課題のある子どもの早期発見及び支援を進めるため、臨床心理士による保育園巡回相談や乳幼児健診後のフォローアップ相談会等、母子保健施策及び子ども子育て支援施策との連携を図ります。
- ◎福祉サービス利用援助、社会生活力向上支援、社会資源利用援助、専門機関の紹介等を行います。
- ◎出雲崎町地域自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療関係者、教育関係者等の関係団体と連携しながら支援を図ります。

(2) 障害児相談支援等

**【 事業概要 】**

事業名	事業概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行う事業です。
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

**【障害児相談支援等の見込量】**

事業名	単位	実績			見込		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人/月	5	3	2	8	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	0	0	0	0

**【現状と課題】**

◎障害児相談支援については、対象となる児に対して適切にサービス利用可能な状況です。

**【見込み量算出の考え方】**

◎現在支給決定をしている方及び今後利用する可能性のある方を精査し、見込量を算出しました。

◎医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、現在その機能を保健師が担っている状況です。今後もコーディネーターのための相談専門員等の配置はせず、対象児の情報把握及び調整機能を有する保健師がコーディネーター機能を担っていくことを勘案し見込量を算出しました。

**【見込み量確保のための方策】**

◎障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。

◎保健師が、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター機能を担っていきます。

---

## 第 10 章 計画の推進

---

### 1. 計画の周知

障害者福祉施策への住民の理解を深めるよう、本計画の周知に努めます。さらに、町内の関係機関や障害者団体等、障害者を取り巻く各種主体とともに、情報が得られにくい環境にある障害者等に配慮しつつ、多様な媒体の活用や地域活動等を通じたきめ細かい広報、啓発活動に努めます。

### 2. 地域一体となった計画の推進

障害者施策は保健、医療、福祉分野にとどまらず、教育、就労、生活環境など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との相互連携を図ります。

また、障害者本人及びその家族、障害者団体、ボランティア団体、サービス事業者、民間企業など各主体との一体的な計画の推進に努めます。

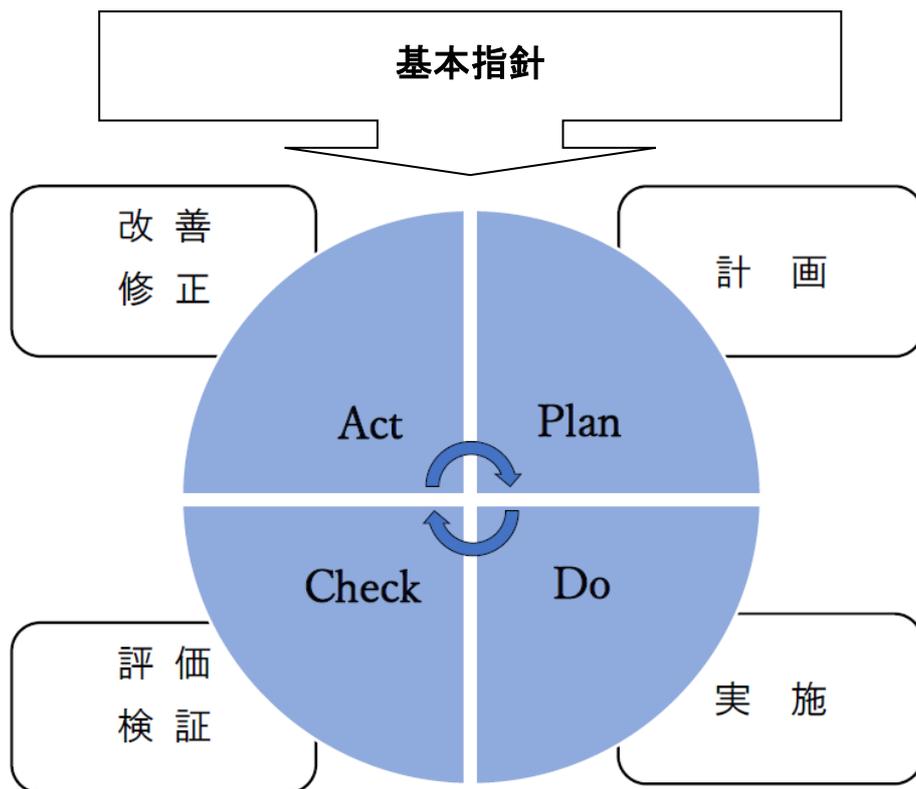
### 3. 県及び近隣市村等との連携

地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの確保に当たっては、中越圏域全体における調整とネットワーク化が必要となるため、県、近隣市村等との連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

### 4. 計画の評価と進行管理

障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況や達成状況等を PDCA サイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

具体的な評価・進行管理は、「出雲崎町地域自立支援協議会」で行います。



**Plan(計画)**

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定 やその他確保方策等を定めます

**Do(実施)**

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

**Check(評価・検証)**

◎成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

◎中間評価の際には、出雲崎町地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

**Act(改善・修正)**

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

## 資料編

### 1. 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議機関として、出雲崎町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関する事
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事
- (5) その他障害福祉に関して必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 産業団体の代表
- (7) 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部職員
- (8) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を運営する。
- 4 副会長は、会長に事故等のある時に、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日要綱第21号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

## 2. 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿

【委員】

(敬称略)

所 属	氏 名	備 考
社会福祉法人 長岡福祉協会 桜花園 園長	近 藤 勉	会長
町精神障害者家族会 けやきの会 代表	相 澤 貞 夫	副会長
社会福祉法人 中越老人福祉会 やすらぎの里 園長	星 野 広 栄	
町民生委員児童委員協議会 会長	河 崎 政 則	
町社会福祉協議会 事務局長	田 中 秀 和	
町商工会 会長	岡 田 薫	
中越圏域障害者 地域生活支援センター長岡療育園	西 綾 子	
中越圏域障害者 地域生活支援センター茨内	中 村 千 里	
障がい者就業・生活支援センター こしじ	佐 々 木 守	
障がい者就業・生活支援センター こしじ	近 藤 健 一	
県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	和 田 剛	
県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課	本 間 直 美	
ふれ愛サポートセンター いずもざき	長 部 美 穂	
相談支援センター ハーモニー	村 田 亜 由 美	
町教育委員会 教育課 参事	権 頭 昇	

平成30年3月31日現在

### 3. 事業実績一覧(平成 29 年度は見込)

#### ○ 補装具の交付（修理）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
装具	(件)	6		2	4 (1)
座位保持装置	(件)		1	2 (2)	1
車いす	(件)	6 (4)	6 (6)	3 (3)	4 (4)
電動車いす	(件)			1	
補聴器	(件)	1	1	4 (2)	2
矯正眼鏡	(件)				1
歩行器	(件)		1 (1)		
合計	(件)	13 (4)	9 (7)	12 (7)	12 (5)

#### ○ 更生医療

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者数	(人)	24	23	21	18
総給付額	(円)	10,819,831	6,677,750	4,410,119	2,154,000

#### ○ 育成医療

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者数	(人)	1	2	1	0
総給付額	(円)	81,831	66,953	75,695	0

#### ○ 自立支援医療（精神通院）

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数	(人)	66	67	56	47

#### ○ 重度心身障害者医療費助成

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者数	(人)	197	188	156	147
助成延人数	(人)	3,388	3,305	3,065	2,756
総給付額	(円)	12,302,303	12,428,534	11,983,720	11,796,000

## ○ 療養介護医療

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数	(人)	0	1	1	1
総給付額	(円)	0	1,331,776	1,238,354	1,064,000

## ○ 福祉タクシー利用料金助成

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	(人)	121	111	113	107
決算額	(円)	1,620,000	1,443,000	1,456,500	1,100,000

## ○ 身体障害者等自動車燃料費助成

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	(人)	15	18	15	15
決算額	(円)	447,709	509,540	442,795	450,000

## ○ 人工透析者通院費助成

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	(人)	20	20	19	16
決算額	(円)	1,165,000	1,428,000	1,290,000	1,128,000

## ○ 精神障害者デイケア

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	(回)	10	12	-	-
参加実人員	(人)	4	3	-	-
参加延人員	(人)	28	30	-	-

## ○ 精神障害者医療費助成

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (入院のみ)
受給者数	(人)	22	19	22	12
決算額	(円)	1,132,000	1,220,000	1,161,000	1,000,000

## ○ 更生訓練費支給

区 分		-	-	-	平成 29 年度
受給者数	(人)	-	-	-	4
決算額	(円)	-	-	-	205,000

## ○ 紙おむつ支給

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	(人)	6	5	6	6
決算額	(円)	296,300	324,875	326,224	396,000

## ○ 障害者手当受給

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数	(人)	5	5	4	2
決算額	(円)	300,000	295,000	155,000	120,000

## ○ 緊急通報体制等整備

区 分		-	-	-	平成 29 年度
利用人数	(人)	-	-	-	1
決算額	(円)	-	-	-	26,730

出雲崎町第3次障害者計画

出雲崎町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

出雲崎町 保健福祉課

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地